

平成28年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年12月5日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄 (欠席)	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則
17 番	大山	源次 (欠席)	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・議案第 2 号 農用地利用集積計画 (利用権の移転) について
- ・議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用集積計画 (特例事業) について
- ・議案第 8 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 係 長 保 坂 徹 憲
主任主査 内 田 光 徳
主任主査 手 島 貴 広

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会
議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に35番 小嶋委員、36番 才
田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明
を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。5頁まで計26件ございます。議案朗読をもって説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号37番までについて、質問や意見
はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事
務局。
- 事務局 (松尾) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。7件ございます。ご審議方よろしく
お願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。34番
日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 番号1番について説明します。理由は、湿田で水はけが悪く作物が出来ないので、
地上げして水はけを良くし、畑として利用するものであります。別に問題はないと思いま
す。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
34番 (日吉委員) 報告番号2番について説明します。理由は、湿田で水はけが悪く作物が出来な
いので、地上げして水はけを良くし、畑として利用するものであります。別に問題はないと
思います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。
9番 (田中委員) 報告番号3番について説明します。隣接地に農業用倉庫を建設する許可を得た
が、自家用野菜畑が減ったため、残地を地上げし畑として利用するものです。別に問題はない
と思ひます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告番号4番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。
2番 (松尾委員) 報告番号4番について説明します。道路から低いため道路の高さまで地上げし
て耕作の利便性を良くするものです。別に問題はないと思ひます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告番号5番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。
35番 (小嶋委員) 報告番号5番について説明します。隣接農地が地上げされており、同じ高さま
で地上げして耕作の利便性を良くし、田として利用するものです。別に問題はないと思ひま
す。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議 長 次に、報告番号6番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

- 1 2 番 (高着委員) 報告番号6番について説明します。水はけが悪く作物が出来ないので、地上げして水はけを良くし、畑として利用するものです。別に問題はないと思います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 1 4 番 (古川委員) 報告番号7番について説明します。隣地が転用で地上げされており、同じ高さまで地上げして水はけを良くし、畑として利用するものです。別に問題はないと思います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。
- 1 番 (小林委員) 報告番号1番について説明します。今回の取消については、先月審議していただき許可を頂いた13筆のうち2筆です。大字〇〇の2筆について3条申請時に売買予定でなかったものを誤って記載していたためです。許可後に申請者より申出あったため今回の取消願いとなっております。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に、担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 議案朗読により説明。経営移譲に伴うものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当課の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 11頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は2番松尾員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 2 番 (松尾野委員) 24番原田委員と32番和佐野委員にお願いしたいと思います。

議長 24番原田委員よろしいですか。
24番 (原田委員) はい、了解いたしました。
議長 32番和佐野委員よろしいですか。
32番 (和佐野委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と24番原田委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 2番松尾委員よろしいですか。
2番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
議長 24番原田委員よろしいですか。
24番 (原田委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と24番原田委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 2番松尾委員よろしいですか。
2番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
議長 24番原田委員よろしいですか。
24番 (原田委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は18番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
18番 (樋口委員) 19番橋本委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 19番橋本委員よろしいですか。
19番 (橋本委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は26番西川委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
26番 (西川委員) 25番石井委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 25番石井委員よろしいですか。
25番 (石井委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に26番西川委員、25番石井委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は23番櫻木委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

23番 議 長 (櫻木委員) 35番小嶋委員にお願いしたいと思います。

35番 議 長 35番小嶋委員よろしいですか。

議 長 (小嶋委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に23番櫻木委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は35番小嶋委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

35番 議 長 (小嶋委員) 23番櫻木委員にお願いしたいと思います。

23番 議 長 23番櫻木委員よろしいですか。

議 長 (櫻木委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に23番櫻木委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は21番伊藤委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

21番 議 長 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。

14番 議 長 14番古川委員よろしいですか。

議 長 (古川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (河辺) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで9件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員をお願いします。

28番 議 長 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。理由は、譲渡し人の経営縮小と相手方の経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

32番 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員をお願いします。

議 長 (和佐野委員) 審議番号2番について説明します。

議 長 理由は、譲受人の経営規模拡大によるものと譲渡人の労力不足によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。

- 20番 (羽野委員) 審議番号3番について説明します。理由は、高齢に伴う労力不足で譲受人の経営拡大によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号4番について説明します。譲受人の経営規模拡大によるものと譲渡人の要望によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員は欠席ですので18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲受人の経営拡大と譲渡人の労力不足によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。
- 6番 (櫻木委員) 審議番号6番について説明します。理由は、譲渡人の離農と譲受人への相手方の要望によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- 25番 (石井委員) 審議番号7番について説明します。理由は、譲渡人の労力不足と譲受人への相手方の要望であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- 25番 (石井委員) 審議番号8番について説明します。理由は、譲渡人の離農によるもので譲受人への要望によるものです何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしま

せん。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、新規就農者の案件です。本日、午前10時より会長、副会長、
担当委員にて面接を行っております。それでは、担当委員の説明を求めます。11番徳永委
員欠席により26番西川委員。

26番

(西川委員) 審議番号9番について説明します。理由は、譲渡人の離農によるものと、譲受
人の新規就農によるものであります。申請面積は8,406㎡ですので当該地域の下限面積
は上回っております。今回、新規就農される〇〇さんは、〇〇市の方です。今日午前中に面
談をいたしております。現在は市外に住まれてありますが現在こちらに引っ越しをする準備
をされています。住居については、今回の申請農地に隣接した家屋へ入居される予定であり
ます。労力については、申請者本人とご両親となっております。営農については、将来ネギ
を栽培したいとの事で、生産指導については、〇〇地区で3人、〇〇地区で2人の方に指導
を受けてあります。農業機械については、隣接の〇〇さん、今回色々と相談に乗られた方が
貸付をされるそうです。今回の経営作物は水稻、野菜です。将来的に空きハウスを借りてネ
ギ栽培を行いたいそうです。

水稻、野菜の営農指導については、隣接農地の方に相談して営農されるそうです。農地法第
3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員
議 長
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:30~14:45〉

議 長
事務局

それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
ここで、議案第5号、第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

(松尾) 議案第5号及び第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説
明。

〈事務局 説明終了後〉

議 長
事務局

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求
めます。事務局。

(松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5件ございます。ご審議方よろし
くお願いします。

議 長
8番

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。8番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号1番について説明します。理由は、アパート経営による家賃収入を得
るため、集合住宅を建築するもの生活排水は公共下水へ雨水排水は既存側溝へ流します。都
市計画用途地域内、第3種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひ
します。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員

賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
- 19番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
 (橋本委員) 審議番号2番について説明します。一時転用(農地改良)土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するものです。農用地区域内、農用地区域内農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
- 26番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。
 (西川委員) 審議番号3番について説明します。転用目的は太陽光発電設備用地で内容は再生可能エネルギー法による新規事業参入のためです排水等、区会長の承諾もごさいます。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
- 9番 次に、19頁、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。
 (田中委員) 審議番号4番について説明します。転用目的は貸店舗(コンビニエンスストア)です。申請地は県道沿いで交通量も多いため、貸店舗を建設して賃料収入を得るものです。雑排水については公共下水へ、雨水については既設水路へ。農用地区域外、第1種農地、国道県道沿線の休憩所に該当します。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひしま
 す。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。18
 番樋口委員。
- 18番 事務所 (樋口委員) 休憩所の定義とはどのようなものか。
 (松尾) 資料、転用の基準をお願いいたします。許可基準資料により説明。店舗内に飲食するスペースやトイレがある場合、運転手の休憩が取れる場合となっております。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
- 35番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。
 (小嶋委員) 審議番号5番について説明します。転用目的はゲートボール場、内容は、ゲートボールコートを整備し、地域住民に無料で開放するものです。雨水については既設水路へ。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
 20頁をお願いします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。6件ございます。ご審議方よろしく
くお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用目的は自己用住宅です。現在、借家住
まいのため、自己用住宅を建築するもの都市計画用途地域内第3種農地です。生活排水は公
共下水へ雨水は既設水路へ流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) 審議番号2番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅です。祖父母
が高齢のため、祖父の土地を譲り受けて祖父母宅の横に母と住む自己用住宅を建築するもの
です。生活排水は公共下水へ雨水は既存水路にて処理されます。第3種農地で用途地域が定
められている農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。

10番 (釜堀委員) 審議番号3番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅です。現在の
家が老朽化したため、取り壊して売却し、申請地に自己用住宅を建築するものです。生活排
水は公共下水へ雨水は既存の排水に流されるそうです。用途地域が定められている農地に該
当。都市計画用途地域内、第3種農地です。ご審議方よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、21頁です。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。申請目的は、〇〇工場の敷地拡張です。理
由は業績拡大のため、現工場に隣接して新工場を建設するものです。雨水排水は既存施設へ
放流するそうです。農用地区域外、第1種農地、農地法の運用については、敷地拡張に該当
します。ご審議方よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) 審議番号5番について説明します。申請目的は、自己用一般住宅です。理由に
ついては、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水
にて処理、雨水は、既存の側溝に流します。第2種農地、その他の農地に該当します。問題
はないと思います。審議方よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。
異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番
議 長 (古川委員) 審議番号6番について説明します。申請目的は、離合箇所設置。申請理由は、真砂土採取場からの搬出用大型車と地域住民の自家用車等との離合所として整備するものです。第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。
異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、22頁をお願いします。議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 22頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7番井上委員。
7番
議 長 (井上委員) ありません。
10番釜堀委員。
10番
議 長 (釜堀委員) ありません。
22番田子森委員。
22番
議 長 (田子森委員) ありません。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。
異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
18番樋口委員。
18番
議 長 (樋口委員) ありません。
19番橋本委員。
19番
議 長 (橋本委員) ありません。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。
異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
2番
議 長 (松尾委員) ありません。
24番原田委員。

24番議議長 (原田委員) ありません。
32番議議長 (和佐野委員) ありません。
全委員議議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員議議長 異議なし。
全委員議議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員議議長 賛成の挙手。
全委員議議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
事務局議議長 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局議議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局議議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
20番議議長 20番羽野委員。
22番議議長 (羽野委員) ありません。
22番議議長 22番田子森委員。
31番議議長 (田子森委員) ありません。
全委員議議長 31番森委員。
全委員議議長 (森委員) ありません。
全委員議議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員議議長 異議なし。
全委員議議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員議議長 賛成の挙手。
全委員議議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
事務局議議長 次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局議議長 (松尾) 23頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局担当者 事務局の説明は終わりました。次に、担当課の説明を求めます。
事務局担当者 (手島) 農業振興課です。議案第8号について説明いたします。24頁をお願いいたします。
事務局担当者 農用地の除外等につきましては、朝倉市農業振興地域整備促進協議会において審議いたしますが、事前に農業委員会のご意見をお伺いするものであります。重要な変更ということで除外が9件出ております、農振農用地からの除外という事で要件がございますが、色々ございますが転用見込みがあるかどうか、また農用地について虫食い状態等になるのを防ぐという事です。
事務局議長 次に、26頁をお願いします。重要な変更で編入が1件これは、ほ場整備事業地区への編入となっております。それらは妥当であり、やむを得ないと考えます。
事務局議長 今後、農業振興地域整備促進協議会の承認を受けた後、県との協議を行い、公告期間を設けて農用地利用計画の変更になります。
事務局議長 事務局。
事務局 (松尾) 農業委員会事務局の方から説明させていただきます。今、農業振興課の方から意見を求められておりますので、何らかの意見を付して返すということになっておりますので、今から意見を出していただきたいと思いますが、まず事務局の段階で考え方をまとめておりますので、その考え方についてご説明をしたいと考えております。
事務局 農業振興課からは除外、編入について、2つのことについて意見を求められております。編入につきましては、特段ないと思いますが、除外について農地転用の観点から許可の見通しがあるかどうかということについて、説明をいたします。農地の転用につきましては、県知事の許可ということになっておりますので、朝倉市の農業委員会では申請案件について、許可相当かどうかの意見を付けて県の方に意見書を出すということになっております。そこで転用を許可するための基準がありまして、立地基準と一般基準という二つの基準にわかれております。一般基準というのは、転用の実現性があるか、つまり十分な資力があるかどうか、その他関係法令の許可見込みがあるかなどがありまして、これらを満たさないと転用許可が出ないということになっております。そこで、立地基準と一般基準に照らし合わせて妥当かどうかということで、妥当であれば許可相当ということになります。

議 長 事務局及び担当者からの説明は終わりました。議案第 8 号について、質問や意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第 8 号について、事務局から説明がありましたように意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 8 号は説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:51)